

#### 四 港湾施設に関する許認可事務

港湾施設における工作物等の設置等に係る許可については、次の各号のいずれかに該当する工作物等であり、かつ、他の港湾施設の管理運営に支障とならないこと。

- (1) 港湾管理者が定めた港湾整備計画に基づき設置する倉庫その他の施設
- (2) 電柱、街灯、消火栓、郵便ポスト、電話ボックス、塀、その他これらに類する工作物
- (3) 上下水道管、ガス管その他これらに類する地下埋設管渠
- (4) 高架構造物で他の港湾施設の利用を妨げないもの
- (5) 仮設物

標準処理期間

20日